

第8回 矯正歯科専門医制度に関わる三団体懇談会 議事録

[日 時] 平成20年11月18日(火曜日) 13:30~16:30

[場 所] 八重洲富士屋ホテル5階「なつめの間」

[幹事団体] 日本成人矯正歯科学会

[出席者] (敬称略)

日本矯正歯科学会 : 小川邦彦、飯田順一郎、浅井保彦

日本成人矯正歯科学会 : 佐藤元彦、武内 豊、松野 功

日本矯正歯科協会 : 深町博臣、夕田 勉、のき田邦裕

*今回、議事要旨を最初に、その後に詳細議事を載せてあります。

また、付として、本懇談会の進む方向性についての議事録を載せておきました。

◆議事要旨

1) 審査員の選出条件についての3団体の主張

(成人) 日矯の制度の中で審査を行う場合、以下に示す委員の選出条件を永続性のある形でお願いしたい。構成比率としては、成人、協会の2団体で50%以上。また、関係する理事会、委員会への出席を希望する。

(協会) 統一した審査を行なうために、統一した申請資格を決定し、審査委員会に三団体から同数の審査委員が出て、三団体ともに納得できる(統一した)審査をしたという事実を作る事が重要で、そこで認められた人達で認定機構を作り、そこで次からやっていくのが良い。

(日矯) 審査委員会に具体的な団体名で他団体が参加するのは無理だと思う。内々に個人的に参加してもらうのは多分大丈夫だと思う。ただし、その規則は日矯の総会で決めることなので、この場では決められない。審査員を専門医の中から決める場合、本学会の力があまり関与しない形でよいのではないか。新たな審査員の組織はこの懇談会の拡大版という感じでしょうか。ただ、早く専門医制度を立ち上げ、厚労省への申請も行いたいので、日矯の制度の中で行うのが一番現実的ということがあくまでも前提。

2) 日矯の制度の中で行うことに対する認識の差

(日矯) 日矯学会の中で始めるというのは、日矯学会として厚労省へ申請すると理解した上で、将来的に第三者認定機構を目指すということに対しての抱き合わせの譲歩であり、基本的には日矯学会の専門医制度の中に審査機関を作ることになる。

(成人) 日矯の制度の中というのは日矯の審査委員会を使うという意味だと理解している。そこでの我々の審査員の数が永続的に保障されるなら日矯の名前で行ってもよいと考えている。

(協会) 日矯学会での統一した審査は、あくまでも1回のステップだとしか思っていない。厚生労働省への申請時期は、認定機構が設立された後であり、スタートの時点で日矯学会だけが申請することは考えていない。

3) 上記内容をふまえた上での今後の方向性

第三者認定機構を作る場合、申請資格を統一、認定審査を統一する(ただし審査対象となる症例の選択方法は各団体の規則に従う)という意見が出た。なお、その場合、厚労省へ申請する認定資格団体に関しては、三団体がそれぞれ申請する案(各学会名をつけた専門医となる)と第三者認定機構が申請する案(専門医の名称は統一される)の二案が出た。また、それぞれの案においても、認定資格団体になるためには専門医教育システムの統一を図る必要がある。

◆議事詳細

まず、日矯の精度のなかでスタートする場合の条件ということで話を進めていきます。成人からの条件は審査を行う委員の選出条件を永続性のある形でお願いしたい(成人)

……審査委員会のメンバー構成に関して……

- ・委員会に具体的な団体名で参加するのは、無理だと思う。内々に個人的に参加してもらうのは多分大丈夫だと思う。ただその規則は日矯の総会で決めることなのでこの場では決められない。それ相当の人たちを審査委員にしなければいけないので、日矯の中の専門医、それを他団体の専門医に広げられるかどうかは疑問(日矯)
- ・審査員数は三団体で均等とし、統一した審査をしないと無理(協会)

……すでにそれぞれの団体で決めた専門医をどうするか?……

- ・移行期には何か移行措置をいれないと難しい。現在の日矯のルールだけでは無理。どこかのところでお互いに合意できる線を見つける必要がある。(成人)
- ・やはり1回セレモニーみたいなものをやる必要があると思う。たとえば、三団体で認められた専門医がそれぞれ症例を持ち寄って、それぞれの団体から審査員が出てきて、良いか悪いかを1回判定することが考えられる。(協会)

……ここで、整理しようとの意見……

1. 審査員をどうするか

2. 既存の専門医をどうするか

この2つを分けて話しましょう (日矯)

-----会議のすすめ方について-----

いままでの会議の進め方を見ていると、毎回毎回議題が変わってしまうので、前回に続いて三団体の制度の細部の比較検討を続けるべきではないか。その部分がいいかげんでは先に進めない。(日矯)

反論

まず前提が決まらないと細かいことを話してもしょうがないのでは (成人)

-----制度の実現にむけての議論-----

- ・新しい認定機構をつくるために審査員をまず選ぶ (協会)

反論→それでは時間がかかりすぎる 厚生労働省に申請するものを早く決めたい

(日矯)

- ・とにかく1度、日矯の制度の中でしてもよいので、新たな申請基準と審査基準で受けてもらって専門医を出す。その専門医名はそれぞれの団体名がついた専門医で。そして、その経験から第三者機構をつくるかどうかの検討をしていくのはどうか (成人)

- ・後期医療研修の資料をお持ちしたが、医科の方の専門医制度も単独の学会でやってきた事に対する反省があり今盛んに見直しが進められている。やはり第三者認定機構の構想があり、1つの学会ではなく、そこに関与している学会がいくつか出てきて、そこで認定をするとか専門医数をきちんとコントロールするという事が明確に書かれている。

(協会)

- ・そういうものをいずれつくるのはよいが、日矯の制度の中でつくってそれを厚生労働省に申請して何がいけないのか?お聞きしたい (日矯)

- ・それは延々と言い続けてきた。たとえば29大学の臨床レベルの格差問題や認定医数の問題など、認定医制度の問題をきちんとコントロールしていない。(協会)

-----成人が日矯に対して感じている問題-----

- ・成人も日矯のやり方でまずいと思うことはある。委員の選定などに対して、究極のインシアティブは29大学の選ばれた人で決められている。開業医の代表をどう取り入れてもらえるのか?ここが確約されないとやはりスタートできない (成人)

反論→

今では開業医の代表も数多く役員になっており、日矯の方がよほど民主的だと思う。15年間も同じ人が代表である成人のことを考えると (日矯)

- ・たまたま長くなっているが、理事長はその都度会則にのっとって評議員会と理事会の決議により選出されており、長いから民主的でないということはない。(成人)

……専門医とは……

- ・開業医がイニシアティブをもたなければ専門医は崩れます（協会）
- ・日矯の専門医制度が1番よいと思う。他団体の専門医は受験した人がすべて通ったと聞いている。（日矯）

→反論

- ・他2団体から、今のその発言に対しては、それぞれの団体から実際はそうではないと事実関係が述べられた。（協会、成人）
- ・厚生労働省への申請はつきつめて言えば広告ができるということ。そのことにあまりに合わせよう合わせようとするとうるさなものを失う。日矯の専門医制度はきちんとした理念のもとに積み上げられたもので、広告の認可の話が出る前からできていた。（日矯）

……現実的な方法として……

- ・日矯の制度の中でスタートするという点に対して、たとえば3団体からどれくらいの委員構成があればいいのだろうか？また、専門医の中から決めるにしても日矯の力があまり関与しないのでいいのではないか。審査員の選出方法は専門医の中で決めていくということの日矯の中でどう取り上げてくれるかは疑問だが（日矯）
- ・逆に成人への質問なんですが、どれ位の委員構成ならよいのですか？（日矯）
- ・審査員として2団体で50%。また、審査員だけでなく、それに関係する理事会、委員会に出席できるということも必要（成人）
- ・新たな審査員の組織はこの懇談会の拡大版という感じですか（日矯）

……協会が日矯に対して……

- ・日矯の運営には問題があると思う。たとえば、代議員数における大学在職者と開業医数との比率が会員数を反映していない。

（協会）

- ・では早く実現してあげるにはどうしたらよいか？（日矯）
- ・申請資格と審査だけを統一して行ない、申請は3団体がそれぞれ行なう方法。（協会）

——「日矯の制度の中でスタートする」事について——

- ・協会は日矯の制度の中で永続的に専門医をしていく気はない。1回だけ日矯の中で行うのはいいが、それは、新たなものをつくる前提とした一つのステップとして考えている。審査を行なう場合は、3団体から1/3ずつ審査員を出し合うこと。また、日矯だけが申請することはあり得ない。（協会）

- ・成人は日矯の中というのは日矯の審査委員会を使うという意味だと思っていた。
審査員の数が永続的に保障されるなら日矯の名前でしてもよいと考えていた。前回、日矯の中で行うことに協会が了解したと思っていたのだが、それは協会もこういう意味で考えていると思っていた。(成人)

……協会が日矯の制度の中で永続的に行うのはあり得ないとのことなので、前回の日矯の制度の中でスタートするという案は保留にして、もう1度申請内容を見直しましょう……

- ・前回の懇談会において、申請条件の中に学会員歴10年という条項が出たが、前回のJBO審査で臨床歴7年の合格者が出たので再考願いたい。(協会)

まとめ

- 1) 第三者機構に申請する場合
 - ・申請資格を統一、審査を統一 (この統一はいろいろな形あり)。
 - ・そのうえで第三者機構で認定、それぞれの学会名をつけた専門医をつくる。
- 2) 日矯の制度の中でスタートする件については、成人は異論なかったが、協会が認めないとのことなのでこの場では保留にする。日矯は協会に考え直して欲しいとのこと。
 - ・第三者認定機構の設立時期が規約等で明確になっていない限り、日矯の制度の中でスタートすることはあり得ない。(協会)
- 3) 次回以降の討議について
 - ・既存の専門医をどうするか。
 - ・厚生労働省の方を呼ぼうという意見も出たが、まだこういう議論をしているようでは時期尚早となった。

次回の第9回 同懇談会は、1月20日(火曜日) 14:00~17:00の予定。

幹事団体は日本矯正歯科協会

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成21年 1月 20日(火)

日本矯正歯科協会

日本矯正歯科学会

日本成人矯正歯科学会

星 隆夫

飯田 順一郎

松野 功

付 資料

日時：平成 19 年 9 月 27 日（木）14：00～16：00

場所：八重洲富士屋ホテル 5 階「かりん」

出席者

日本矯正歯科学会： 小川邦彦，後藤滋巳，飯田順一郎

日本成人矯正歯科学会：佐藤元彦，武内 豊，松野 功

日本矯正歯科協会： 深町博臣，夕田 勉，のき田邦裕

オブザーバー：

厚生労働省医政局総務課 飯村 康夫 ， 歯科保健医療調査官 小椋正之

・本懇談会での進む方向性について、まず、飯村氏（厚生労働省 以下厚労省）より以下の発言があった

3 団体の相互の質問、回答書を見せていただいたところ、相互に歩み寄る姿勢が伺えず、今後、以下の方向性が考えられる。

1. 3 団体での歩み寄りがみられなければ、互いに歩み寄らないと言う結論も存在するが、その場合には厚労省ほどの団体の広告も許可しない。
2. 1 つの基準にまとまっていただく場合、三団体で協力して新たに認定機構のようなものを作ることも一案で、その場合に考えられる主な二つの選択肢として
 - 1) 各団体が認定団体となり、新たに作る認定機構に審査や研修を依頼する形をとる方法。
この場合には、審査の基準は統一されるが、専門医の名称は、〇〇学会専門医、〇〇協会専門医のように異なる事になる。
 - 2) 新たな認定機構に一本化するか、あるいはどこかの団体に一本化し、そこが、研修から認定を含めた全てを管理、運営する方法。なお、この場合には、その団体が法人格を有し会員数が千人を超えている必要がある。